

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第七号

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和五十八年佐賀県規則第一号）の一部を次のように改正する。

「障害者支援課

第三条第一項中「保護課」を 保護課 に改める。

地域生活リハビリ課」

第四条第一項の総務課の分掌事務の第五号中「及び知的障害者更生相談所」を「、知的障害者更生相談所及び地域生活リハビリセンター」に改め、同項の判定課の分掌事務中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、同項の判定課の分掌事務の次に次のように加える。

障害者支援課

- 一 知的障害者に係る相談等に関すること。
- 二 身体障害者に係る相談及び身体障害者更生援護施設入所措置の調整に関すること。
- 三 療育手帳の交付及び返還に関すること。
- 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定による身体障害者手帳に関すること。
- 五 障害者の医学的、心理学的及び機能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。

六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法

等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当に関すること。

第四条第一項の保護課の分掌事務の次に次のように加える。

地域生活リハビリ課

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを行い、及びこれに付随して必要な助言等を行うこと。

二 地域生活リハビリセンターの管理に関すること。

第五条第四項中「判定課」を「障害者支援課」に改める。

第八条第一項中第九号を第十五号とし、第八号の次に次の六号を加える。

九 身体障害者福祉法第十五条の規定による身体障害者手帳の交付に関すること。

十 身体障害者福祉法第十六条の規定による身体障害者手帳の返還に関すること。

十一 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第六条の規定による診査を受けるべき旨の通知に関すること。

十二 身体障害者福祉法施行令第九条の規定による身体障害者手帳交付台帳に関すること。

十三 身体障害者福祉法施行令第十条の規定による身体障害者手帳の再交付に関すること。

十四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関すること。

第八条第二項中「課長」を「副所長及び課長」に改める。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。